

緊急時の対応について

(1) 気象条件に伴う措置については次の通りとする。

(ア) 西宮市に「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」のいずれかの警報が発令された場合、生徒は自宅待機とする。

(イ) 【平常授業日】

午前7時までに解除の場合、平常通り授業を行う。

午前9時までに解除の場合、午後1時25分よりSHR後、5限から授業を行う。

午前9時以降に解除の場合、臨時休業とする。

(ウ) 【定期考査中】

午前7時までに解除の場合、平常通り考査を行う。

午前7時以降に解除の場合、臨時休業とする。

臨時休業により実施できなかった考査は、考査最終日の翌日に実施する。

(エ) 【居住地が西宮市以外の生徒】

上記警報が居住地に発令されている間、該当地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。ただし、警報が解除された時は、登校するものとする。

(2) その他、特別な場合は、校長の指示による。